

富山県警察本部告示第 27 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

富山県警察本部長 崎 山 慶

1 意見の聴取の開催日

令和 8 年 8 月 19 日

2 意見の聴取の場所

富山県富山市高島62番地1

富山県警察本部交通部運転免許センター 2階 意見の聴取室

富山県警察本部告示第 27 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

富山県警察本部長 崎 山 慶



1 意見の聴取の開催日

令和 8 年 8 月 19 日

2 意見の聴取の場所

富山県富山市高島62番地1

富山県警察本部交通部運転免許センター 2階 意見の聴取室